

札幌市子宮がん検診実施要領

1 目 的

この要領は、健康増進事業の一環として子宮がんを早期に発見し、市民の健康保持に寄与するために行う子宮がん検診の委託実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対 象 者

子宮がん検診の対象者は、下表のとおりとする。

なお、検診実施医療機関の医師の判断によっては、下表の要件を満たす場合でも札幌市子宮がん検診を受診することができないこともある。

項 目	要 件	留 意 事 項
住 所	札幌市内に居住地を有する女性	- 健康保険証など公的証明書類で確認すること。 - 住民票が他市町村にあっても、札幌市内に居住していれば検診の対象者として受診することができる。
年 齢	受診日当日に20歳以上で、原則偶数年齢の女性	- 受診日当日に20歳以上の偶数年齢の女性。 - ただし、直前の偶数歳時に札幌市子宮がん検診を受診しなかった奇数歳の女性は受診可能となる。
受診間隔	2年に1回	同一年齢時に1回受診可能。受診後は再び上記年齢要件を満たすまで受診できないこととする。
他 の 検診制度との連携	職場等で受診する機会のない女性	- 受診者より職場等で検診を受診する機会がないことを確認すること。 - 健康保険の種別は問わない。
	妊婦一般健診を受診された女性	札幌市で実施している妊婦一般健診の一環として子宮がん検診を受診した場合も、札幌市子宮がん検診を受診したものとみなすため、直前の偶数歳時に妊婦一般健診を受診していた場合や、すでに同一年齢時に妊婦一般健診を受診していた場合は、札幌市子宮がん検診を受診することはできない。

※詳細については、Q&A（10頁）を参照のこと

3 実施機関

(1) 検診実施医療機関の指定

検診実施医療機関は、札幌市医師会が指定する医療機関とする。

(2) 医療機関情報変更の届出（札幌市への届出）

指定医療機関は、所在地、医療機関名称、委託料振込口座などの情報に変更がある場合、所定の「変更届」（22頁参照）を札幌市に提出するものとする。

(3) 指定廃止の届出（札幌市医師会への届出）

指定医療機関は、検診の指定を廃止する場合、札幌市医師会へ連絡のうえ所定の手続きをしなければならない。

4 検診料・受診者負担額

		検診料	受診者負担額	札幌市負担額	請求事務手数料
子宮がん	頸部のみ	6,688円	1,400円	5,288円	220円
	頸部体部	10,758円	2,100円	8,658円	220円
	再検査費用	440円	0円	440円	0円

5 受診者負担額の免除

2頁の表の免除対象者に該当する方から、受診者負担額の免除の申し出を受けた場合には、それぞれ当該事実を明らかにする2頁の表の証明書類の提示を受けて確認す

るものとする。(検診受診当日に証明書類を提示する必要がある。)

証明書類の原本は確認後、本人に返却することとし、下表備考を参照し、写しが必要とされている証明書類については、可能な限りコピーを取って請求月ごとにとりまとめ、請求書類一式に写しを同封すること(受付業務の都合などにより、やむを得ない場合は、添付を省略することができる。)。なお、下表に記載のある証明書類以外を使用することはできないものとする。

免 除 対 象 者 ※1頁2の対象要件に該当すること	証 明 書 類	備 考
70歳以上の方	○ 健康保険証等の公的書類(年齢確認のみ)	写し不要
市・道民税非課税世帯の方 (①・②のいずれか)	① 市・道民税が非課税であることが確認できる書類(「課税証明書」「所得証明書」「納税証明書」) ・18歳以上の世帯員全員分 ・均等割額及び所得割額の双方が0円であること。 ・市税事務所、区役所の税の窓口で発行(手数料無料)。 ② 介護保険料納入通知書、介護保険料確定通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書(いずれも65歳以上のみ) ・保険料段階が第1段階～第3段階のもの。	可能な限り写しが必要 検診票兼請求明細書に「段階」と「被保険者番号」を記入すること。
65歳～69歳で後期高齢者医療制度に加入の方 (①・②のいずれか)	① 後期高齢者医療制度の被保険者証 ・保険者番号が3901から始まる。 ・加入者は重度障がい者などに限定。 ② 後期高齢者健診受診券 ・自己負担額の有無に関わらず免除。	検診票兼請求明細書に3901から始まる「保険者番号」を記入すること。 可能な限り写しが必要
生活保護世帯の方 (①～③のいずれか)	① 生活保護受給証明書 ② 生活保護世帯健康診査受診券 ③ 生活保護法による医療券又は介護券 (検診受診日の当月分又は前月分のみ有効)	可能な限り写しが必要
中国残留邦人等支援給付世帯の方	○ 本人確認証	可能な限り写しが必要

※ 課税証明書等の有効期限など詳細の取扱については、Q&A(11頁)を参照のこと

6 検診内容等

子宮がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行うものとする。

(1) 子宮頸部がん検診

ア 問診

子宮がん検診票兼請求明細書(様式2-1)により不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、子宮頸部病変の既往歴、喫煙状況、家族歴、過去の検診受診状況等を聴取する。また、細胞診の実施について、検査の概要を説明し、受診者の同意を得ることとする。

なお、必要に応じて、医療機関で通常使用している帳票等により実施することもできるものとする。

その他、受診時には本市より送付している「受診者への説明文（札幌市がん検診を受診される方へのお知らせ）」を配布することとする。また、問診の結果、喫煙者と判明した者に対しては、可能な範囲で、本市より送付している「喫煙防止パンフレット」を配布することとする。

イ 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察するものとする。

ウ 細胞診

原則として、子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に処理（固定等）した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

なお、ベセスダシステムにより検体が不適正であった場合には再度子宮頸部の細胞診を実施するものとする。

エ 内診

双合診を実施するものとする。

オ コルポスコープ検査

必要に応じて行うものとする。

(2) 子宮体部がん検診

ア 検診対象者

問診等の結果、有症状者及びハイリスク者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関への受診を勧奨することとする。ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診と併せて引き続き子宮体部の細胞診を実施するものとする。

イ 細胞診

原則として、吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

(3) 子宮頸部及び子宮体部の細胞診の実施

検体の顕微鏡検査は、原則として、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行うものとする。この場合において、医師及び臨床検査技師は、公益社団法人日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

(4) 検診結果の区分

ア 子宮頸部の細胞診

子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類したうえで、精密検査の必要性の有無を決定し、子宮がん検診票兼請求明細書（様式2）に記録するものとする。

なお、ベセスダシステムにより検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施し、その結果とともに子宮がん検診票兼請求明細書（様式2）の頸部検査結果の不適正欄にチェックのうえ、理由を記載することとする。詳細については、Q&A（12頁）を参照のこと。

また、検体が不適正であった場合の請求については、子宮がん検診請求書（様式1）に、区分に従い受診者数に計上するとともに、頸部細胞診再検査費用の受診者数にも計上し、請求することとする。

イ 子宮体部の細胞診

「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」に区分したうえで、精密検査の必要性の有無を決定し、子宮がん検診票兼請求明細書（様式2）に記録するものとする。

(5) その他

必要に応じて、がんに関する知識の啓蒙・健康指導を行うものとする。

7 検診結果の通知

医療機関は、子宮頸部の検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、子宮体部の細胞診の結果については、子宮体部の細胞診の結果その他臨床症状等を総合的に判断して精密検査の必要性の有無を決定し、結果を明記した検診結果通知書（参考—1（21頁参照））又は医療機関で独自に作成している様式などにより、受診者に対し速やかに通知又は面談による説明を行うとともに、事後管理について必要な指導を行うものとする。

また、「要精検」と区分された方には、後記8による精密検査を受診するよう指導するものとする。

なお、結果の通知及び説明に係る費用については、1頁4の検診料に含まれている。

※ 診療報酬上では、「初診時又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来た場合」は、初診又は再診に附随する一連の行為とみなされ、別に再診料又は外来診療料は算定できないとされていますので、その点ご注意ください。

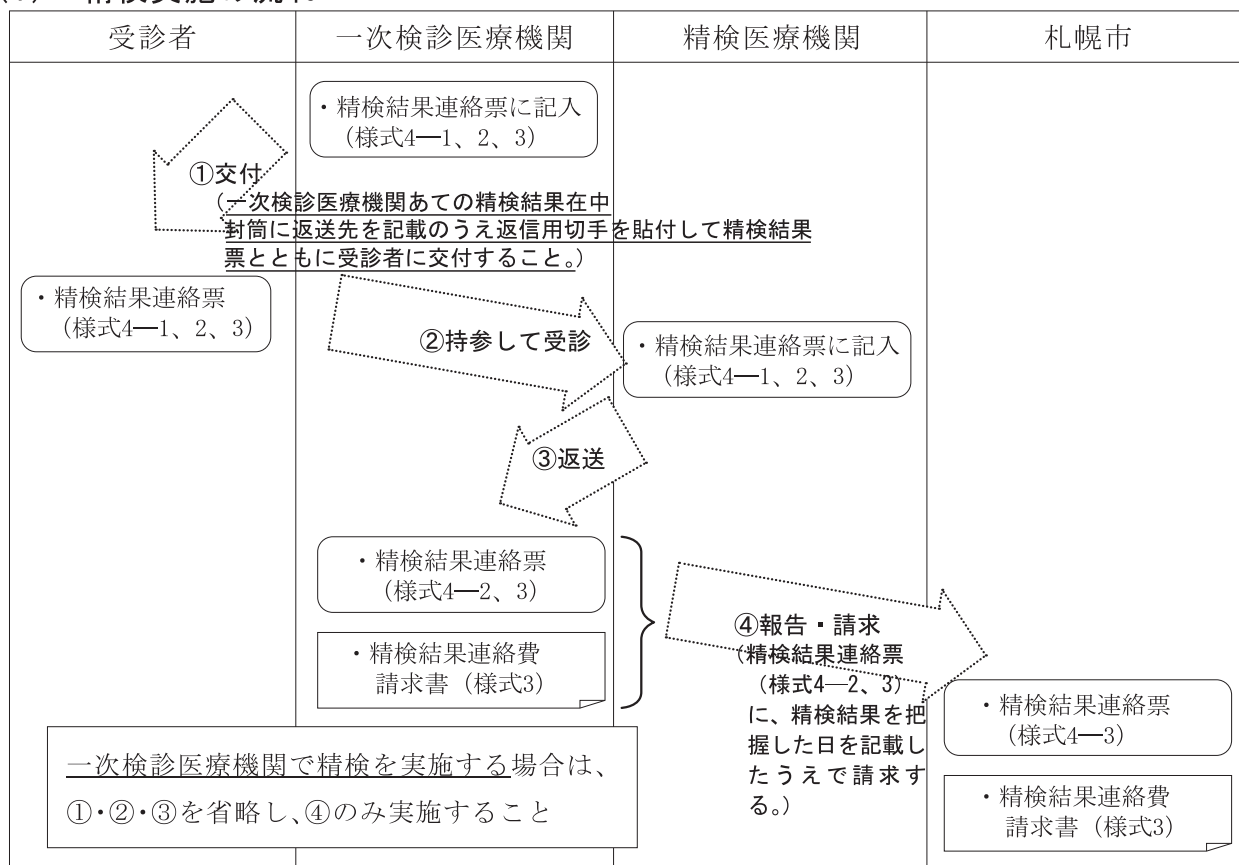
8 精密検査の実施及び札幌市への結果報告

医療機関は、検診の結果、精密検査が必要と認めた方に対して、速やかにその結果について通知又は面談による説明を行うとともに、以下の要領により精密検査を受診するよう指導し、その結果について札幌市へ報告することとする。その際、事務手数料として220円（税込）を札幌市に請求できるものとする。

（6頁9-（2）を参照のこと）

なお、本市が別途委託する妊婦一般健康診査にて実施する子宮頸がん検診にて要精検となった方についても、本実施要領に基づき精密検査の実施及び札幌市への結果報告をするものとする。

(1) 精検実施の流れ



(2) 留意点

ア 他医療機関で精検を実施する場合

- (ア) 4 頁の表の①～④の流れにより精検を実施し、その結果を札幌市へ報告するものとする。
- (イ) 受診者には、必ず精検結果連絡票（様式 4）と返信用の切手を貼付した返信用封筒※（精検医療機関から一次検診医療機関への返送用封筒）を交付し、精検を受診する際に、精検医療機関に提出するよう指導するものとする。

※返信用封筒には、返信用切手を貼付し、返信先を記載する。

- (ウ) 精検医療機関から一次検診医療機関に精検結果連絡票の返送が無い場合は、精検医療機関又は受診者に問い合わせるなどして精検結果を把握し、札幌市へ報告することとする。

イ 一次検診医療機関（自院）で精検を実施する場合

4 頁の表の①～③を省略し、④の札幌市への報告・請求を行うものとする。

ウ 精検の受診勧奨等

要精検者については名簿等の作成による十分な管理を行い、精検未受診者に対しては受診勧奨を行うこととする。

9 検診料等の請求

医療機関は、検診料等の請求を以下の要領により行うものとする。

なお、請求に係る提出書類は、一部機械による文字読み取りを行うことから、記載にあたっては枠をはみ出さないよう注意するものとする。

(1) 検診料の請求

ア 請求単位

原則、月単位（1 日から月末までの 1 ヶ月単位）で請求するものとする。

なお、当該請求については、検診実施日に基づき、請求するものとする。

イ 提出期限

検診実施月の翌月 15 日まで提出するものとする。（ただし、3 月分は 4 月 10 日まで）

ウ 提出書類

検診料の請求に際しては、以下の書類を札幌市へ提出するものとする。

- (ア) 子宮がん検診請求書（様式 1-1）
- (イ) 子宮がん検診請求兼報告書（様式 1-2）
- (ウ) 子宮がん検診票兼請求明細書（様式 2-2）

※ 様式 1 は 3 枚複写で様式 1-1 及び様式 1-2（上から 1 枚目・2 枚目）を札幌市に提出する。残りの 3 枚目（様式 1-3）は、医療機関控えである。

※ 様式 2 は 2 枚複写で様式 2-2（上から 2 枚目）を札幌市に提出する。1 枚目（様式 2-1）は医療機関控えである。

エ 月遅れ分の請求等

期限までに請求ができなかった分については、月遅れ分として請求することができる。詳細は、Q&A（15 頁）を参照のこと。

(2) 精検結果連絡費の請求

4 頁の 8 により札幌市へ精検結果連絡票を提出する際に、精検結果連絡費を以下により、札幌市へ請求することができる。

ア 請求

請求は一次検診医療機関が行うものとする。請求月は、一次検診医療機関が精密検査結果を把握した日に基づき、請求するものとする。

イ 提出書類

(ア) 子宮がん検診精検結果連絡費請求書（様式 3-1）

(イ) 子宮がん検診精検結果連絡費請求兼報告書（様式 3-2）

(ウ) 子宮がん検診精検結果連絡票（様式 4-3）

※ 様式 3 は 3 枚複写で様式 3-1 及び様式 3-2（上から 1 枚目・2 枚目）を札幌市に提出する。残りの 3 枚目（様式 3-3）は、医療機関控えである。

※ 様式 4 は 3 枚複写で様式 4-3（上から 3 枚目）を札幌市に提出する。1 枚目（様式 4-1）は精検医療機関控え、2 枚目（様式 4-2）は一次検診医療機関控えである。

ウ 請求単位・提出期限・月遅れ請求等

5 頁 9（1）の検診料の請求と同様の取扱とする。

10 検診料等の支払

札幌市は、報告に基づき検査を行い、適正な請求であることを確認した日から 30 日以内に、請求書に記載されている金融機関の預金口座に振込むものとする。

指定する振込口座を変更する場合は、必ず事前に所定の「変更届」（22 頁参照）を札幌市に提出するものとする。

なお、詳細については、Q&A（15 頁）を参照のこと。

11 精度管理項目

検診実施医療機関は、実施するがん検診の精度を確保するため、「精度管理項目」（7 頁参照）に基づいた検診を実施するよう努めるものとする。

12 偶発症発生時の報告

以下の重篤な偶発症・偶発症による死亡が発生した場合は、一次検診・二次精検時に関わらず、別紙様式（20 頁を複写して使用）により、本市に報告すること。

○ 重篤な偶発症＝入院治療を要するものとする。

例：検査中の転倒による骨折、精密検査時の重篤な出血や薬剤の副作用等

○ 偶発症による死亡＝がんの見逃しによるものを除く。

13 実施期日

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

14 請求及び問い合わせ先

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE札幌ビル 7 階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部 がん検診担当
TEL 211-3514 FAX 211-3521

精度管理項目

1. 検査の精度管理

■ 検診項目

- 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診とする。

■ 問診

- 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。
- 問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。

■ 視診

- 視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

■ 子宮頸部細胞診検体採取（検診機関での精度管理）

- 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を明らかにする。
- 細胞診は、直視下に子宮頸部及び陰部表面の全面擦過により細胞を採取し^{注1}、迅速に処理[※]する。
※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状化検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。
- 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。
- 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行う[※]。
※不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また、不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制を有すること。
- 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じる[※]。
※不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また、不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有すること。
- 問診記録、検診結果は少なくとも5年間は保存する。

■ 子宮頸部細胞診判定（細胞診判定施設での精度管理）

解説：細胞診判定を外注している場合は、外注先施設の状況を確認すること。

- 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受ける。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う^{注2}。
- 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い^{注2}、再スクリーニング施行率を報告する[※]。
※自治体、医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できればよい。また公益社団法人日本臨床細胞診学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すること。
- 細胞診結果の報告には、ベセスダシステム^{注3}を用いる。

□全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記する※。

※必ず全ての標本について実施すること。一部でも実施しない場合は不適切である。

□がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う※。

※がん発見例については必ず見直すこと。またがん発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること。

□標本は少なくとも5年間は保存する。

■受診者への説明

解説：

①札幌市が作成する「受診者への説明文」を受診者全員に個別に配布すること。

②資料は基本的に受診時に配布する。

2. システムとしての精度管理

解説：検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施する。

□受診者への結果の通知・説明、またはそのための札幌市への結果報告は、遅くとも検診後4週間以内に行う。

□精密検査方法及び精密検査（治療）結果※（精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV 検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと）について、積極的な把握に努める。

※精密検査（治療）結果は、精検結果連絡票（様式4）に記載のある情報を指す。

3. 事業評価に関する検討

解説：検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施する。

□チェックリストやプロセス指標などに基づく検討を実施する。

□がん検診の結果及びそれに関わる情報について、札幌市から求められた項目を全て報告する。

注1 一般社団法人日本婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照

注2 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診業務の精度管理ガイドライン参照

注3 ベセスダシステムによる分類：The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition 及びベセスダシステム2001 アトラス参照